

刑法の一部を改正する法律案要綱

第一 国民以外の者の国外犯処罰規定の新設

日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用するものとする。〔第三条の二関係〕

- 1 強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、これらの未遂並びに強制わいせつ等致死傷
- 2 殺人及びその未遂
- 3 傷害及び傷害致死
- 4 逮捕及び監禁並びに逮捕等致死傷
- 5 未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者収受等並びにこれらの未遂
- 6 強盗、事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死並びにこれらの未遂

第二 附 則

- 一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。〔附則第一条関係〕
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。〔附則第二条関係〕
- 三 暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二第一項及び第二項の罪並びに人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条の罪は、第一の例に従うものとする。〔附則第三条及び第四条関係〕